

第二節 阪神・淡路大震災とその後の農林水産業

一 阪神・淡路大震災と農林水産業の復興

阪神・淡路大震災時の
農林水産業への被害

図33は、昭和六十（一九八五）年～平成十七（二〇〇五）年の農業・林業・水産業の
名目総生産の変化である。特に、阪神・淡路大震災が発生した平成七年に農業と水

産業の生産が前年に比べて低下しているが、その後も農業・水産業生産は低下傾向にあった。林業は、農業や水産業に比べて、生産額は小さいが、震災後の復興需要や後述する兵庫木材積極活用の時期に生産額の上昇がみられた。

阪神・淡路大震災の被害は甚大なものであったが、農林水産業も例外ではなかった。被災状況として、まず、農地農業施設において、農地の亀裂・段差・畦畔崩壊が一三三二カ所で生じ、ため池・水路・道路等が二七一八カ所で被害を受け、被害額は二四億三七五万円に上った。また、兵庫県の農業用水は半分以上をため池に依存しており、県内に約二万四〇〇〇のため池があるが、阪神・淡路地域に集中している。被害を受けたため池は一三六二カ所となり、そのうち淡路島のため池が九六一カ所であった。ため池の被災状況は、主に堤体における前法まえのり（水が溜まる側の斜面）の滑落、ひび割れ等であった。また、前年からの干ばつの影響のため池の貯水が少なかった上に、被災により作付け用水不足の懸念も生じた。そこで、二次災害の危険防止や植付けまでの降雨貯水のため、早期の応急復旧が図られた。北淡町（現淡路市）の泉池では、湧水が異

億七八〇〇万円となった。さらに、海苔に関して、加工ののための水道が断水し、ほぼ壊滅状態となった。

万円となった。海苔・チリメンの加工施設や漁船等の水産個人施設で四四二件の被害があり、被害額は一二億七八〇〇万円となった。

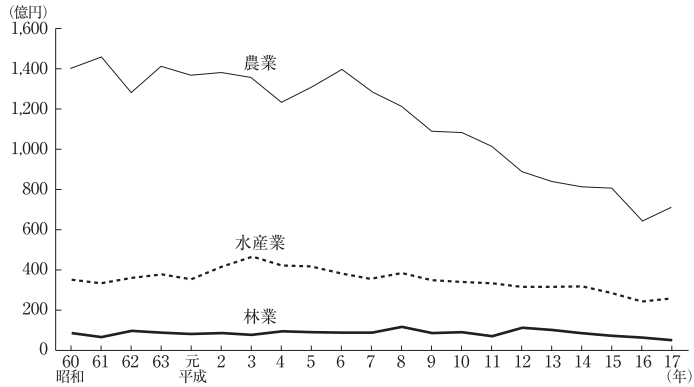


図 33 兵庫県農林水産業の総生産の変遷
(兵庫県「市町民経済計算」より作成)

額は八二億円であった。林業の被災は、木材倉庫の全半壊が五四件・被害額一一億八三〇〇万円、製材工場の全半壊が一一件・被害額二億三四〇〇万円、機械関係の全半壊が二四件・被害額九二〇〇万円であった。また、製材品の損傷等の被害も受けた。

水産業では、漁港の防波堤・護岸の損壊が一七件起こり、一九八億三三〇〇万円の被害額となった。荷捌場・倉庫・給油施設等の水産共同利用施設に五七件の被害があり、被害額は三五億五九〇〇



写真 69 野島断層による田面の亀裂

常増加し溢水破壊の危険が生じたため、下流民家の緊急避難及び堤体掘り下げ等の応急工事を施した。

山地においては六甲山系と北淡路地域で被害が大きく、七五カ所の林地被害があり、被害総

震災後

平成七年には県農林水産部により、震災からの早期復旧・復興のため、農地農業用施設災害復旧の復興事業、復旧治山事業、災害関連緊急治山事業、県営漁港災害復旧事業、共同利用施設災害復旧事業等の様々な事業が行われた。

震災の被害の中で、とりわけ、ため池の被害が大きく、ため池に農業用水を依存している本県では、平成七年度の水稻作付等、生産活動への影響が懸念された。このため、同年度において、被災したため池に農業用水を依存している五〇〇〇ヘクタールについて、市町、関係農家と連携を図り、極力農家の意思を反映して三〇〇〇ヘクタールの復旧計画を策定し、応急工事・査定前着工を積極的に実施した結果、計画どおりに作付けすることができた。

また、多様な災害対策資金制度が設けられた。漁業関係施設のうち、使用困難となった水産物流通施設の復旧が急務となったことから、仮設施設の設置等に要する経費について無利子融資を行った。地方卸売市場の復旧にも助成がなされた。加工処理施設、倉庫などの共同利用施設の復旧対策なども全力で行われた。

二 地産地消と兵庫県産品のブランド化の推進

地産地消の取組・県産品のブランド化

震災から復興後、兵庫県において地産地消や農林水産物のブランド化が注目されるようになった。農林水産省によると、地産地消とは国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のことであり、地域生産・地域消費の略である。これは、農業者と消費者を結びつける取組であり、食材の旬や産地について理解を深め、郷土食や行事食など地域独自



写真70 地元産海の幸を使用した学校給食（香住町（現香美町））



写真71 稲刈りの農業体験

の食文化や日本型食生活を見直すきっかけとし、食育を進めていく上でも重要な取組である。特に、平成十二年頃からこのような取組が全国で展開されるようになり、この言葉の知名度も上がった。全国各地でその地の特産品のPRが行われ、特に、小学校の学校給食で地場産品が使用され、教育の一環としても地産地消が推進された。また、フード・マイレージという食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標も重視されるようになった。フード・マイレージが高いと、食料の輸送における燃料の消費や二酸化炭素の排出が大きいことになり、これを可能な限り小さくすることにより、有限資源の節約や地球温暖化の防止がもくろまれた。この頃、第一次産業が第二次産業（製造業等）や第三次産業（サービス業）に展開する「六次産業化」にも関心が高まった。六次産業化の中では、都市農村交流活動が注目された。都市には便利な暮らし、農村には

安らぎや豊かな自然など、異なる魅力がある。都市と交流を活発にし、人・もの・情報が積極的に動くことにより、お互いの地域の魅力を分かち合い、新たな経済的価値を生み出すことが目指された。その例として、直売所等による特産品や新鮮な農産物の販売、田植え・稲刈りなどの農業体験の受入れ、援農（農業の手伝い）や景観保全等のためのボランティア活動の受入れ、観光農園、農産物加工体験、

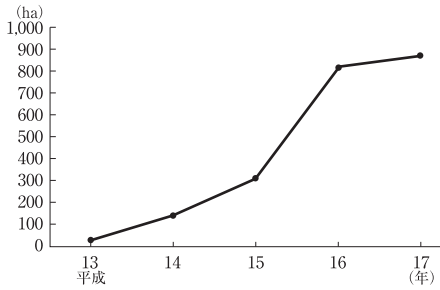


図 35 ひょうご安心ブランドの作付面積の変遷 (兵庫県資料より作成)



図 34 ひょうご安心ブランドのマーク (創設当時)

農家民宿などがある。また、農産物を他の商品と差別化するブランド化が推進された。

地産地消や六次産業化の高まりの中、県も、生産者と消費者の顔が見える関係づくりを目指し、地産地消活動を推進するとともに、「ひょうご安心ブランド」の普及に向け、環境に配慮した生産方式を導入する生産集団の認定や残留農薬等の自主検査の促進を目指した。

県産品のブランド化 県では、県内農産物に対する消費者の信頼を高め、県民が安心してできる農産物を安定的に供給するため、「ひょうご安心ブランド認定制度」を平成十三年十二月に創設した。ひょうご安心ブランド農産物は、化学肥料・農薬の使用を慣行レベルの五割以上減らし、残留農薬を国の基準の一〇分の一以下とするなどにより生産され県の認証を受けたものであり、農地の生産力と良好な営農環境を持続させることで、経済的な持続性を確保することを目指すものである。図35からうかがわれるように、ひょうご安心ブランドの作付面積は、この時期に大きく増加した。平成十六年七月には、ひょうご食品認証制度が創設された。これは、安全・安心で個性・特長がある県産食品を「兵庫県認証食品」として認証するものである。具体的には、県産食品の認証基準への適合状態を現地確認して安全検査し、第三者機関での審査、審議の結果を踏まえ認証する。認



写真 72 アグリライフ・リーダー 2000 人育成
作戦の養成研修会

証基準は、①「生産方法」または「味その他の品質」に関する個性や特長があること、もしくは県民から高い信頼を得られる個性や特長があること、②食品衛生法等の法令基準が遵守されていること、③生産者が生産履歴を開示する仕組みを整備していることである。

また、これまで日本は、農産物の輸出は少なかったが、輸出を拡大しようという取組がさかんに行われた。兵庫県において平成十七年頃からタマネギや海苔の国際見本市出展をきっかけに、台湾や中国に進出し、好評を得ている事例も見られる。

アグリライフ と楽農生活

六次産業化が推進される中で、日本全国で都市農村交流やグリーン・ツーリズム（農山漁村地域において自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動）が注目されてきたが、兵庫県も

例外ではなかった。平成十三年の県議会知事提案声明で、都市農村交流活動の一環で、農業を楽しんで人間らしく豊かに生きるという「アグリライフ」が強調された。市民農園のモデル的な整備をはじめ、農業体験を組み込んだグリーン・ツーリズムの実施などを通じ、その普及啓発が目指された。翌年も、農を楽しむ生活「楽農生活」の創造を広く提唱し、「市民農園面積倍増作戦」を展開するとともに、「アグリライフ・リーダー二〇〇〇人育成作戦」や「アグリライフ交流人口一〇〇〇万人作戦」を推進するなど、NPOとも連携しながら市民農園の整備や普及が目指された。また、「農」の役割を学び体験できる拠点づくりが検討され、平成十八年、兵庫

楽農生活センターが神戸市西区に設立された。学習機能を重点とした「楽農学校事業」と、栽培・農産物加工、食などの体験や交流機能を重点とした「楽農交流事業」が実施された。楽農学校事業では、市民農園等における基礎的な農業技術や知識を習得する「生きがい農業コース」と、栽培から農業経営までの就農に必要な知識を学ぶ「就農コース」が設けられた。楽農交流事業では、地元の農家やインストラクターの指導下で水稲栽培の植付から試食までを体験する「親子農業体験教室」が実施された。

三 家畜に関する伝染病と畜産業

国内の家畜に関する 畜産業において、家畜の伝染病は生産の存続を左右する大きな問題となるが、この時

伝染病とその対策

期に発生した牛海綿状脳症（以下、BSE）は、兵庫県だけでなく、我が国や世界に衝撃を与える出来事であった。BSEは牛の病気の一つであり、BSEプリオンと呼ばれる病原体に牛が感染すると、牛の脳の組織がスポンジ状になり、異常行動や運動失調などを示し死に至る。

我が国においても、BSEをきっかけとして、より効果的、効率的な家畜防疫制度の構築を図るため、平成九年「家畜伝染病予防法」の一部改正が行われた。主な内容は、伝染性海綿状脳症の追加を含む法定伝染病の範囲の変更、国内で新疾病を発見した場合の届出制度の設置、危険度の高い伝染病の発生状況等を把握する国内体制の強化、同じく危険度の高い伝染病を対象とした輸入検疫制度の強化等である。しかし、平成十三年九月以降、二十一年一月までの間に三六頭のBSE感染牛が発見されたことで、大きな騒動になった。

また、この時期の出来事としては、高病原性鳥インフルエンザについても特筆すべきであろう。鳥インフ

ルエンザとは、鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスによる感染症のことである。平成十六〜十七年頃、鳥インフルエンザが東南アジアを中心に蔓延した。平成十六年一月に、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）の三機関は、共同声明として鳥インフルエンザは人間の健康に対する脅威であると発表した。鶏卵や鶏肉を食べることにより人が鳥インフルエンザに感染した例は発表されていないが、国民の不安は大きなものがあり、風評被害も発生した。また、食の安全・安心に関する意識もより一層高まった。

県内の状況 とその対策

BSE問題は日本全体で大きな問題となり、神戸ビーフなど畜産業で著名な兵庫県はより強力な対応を迫られた。平成十三年には、狂牛病対策として全頭調査を行い、異常がないことを確認した。県民に対しては、BSEについての正確でわかりやすい情報をリーフレットやセミナー等により総合的に提供した。同年末には、牛の出荷繰延べや価格低下等に伴い、深刻な経済的被害を受けた畜産農家を支援するため、国の運転資金融資制度に対して、農協とともに利子補給を行うとともに、子牛や肥育牛の価格安定緊急対策が実施された。また、家畜保健衛生所の監視体制を強化するため、病性鑑定のための検査機器等を拡充するとともに、検査体制に対応した適切な食肉処理を行うため、食肉センターの冷蔵施設や焼却施設整備等への助成が行われた。さらに、県民の不安を払拭するため、畜産関係団体等との連携のもと、地域のイベントや児童生徒の保護者への説明会等を通じ、安全確保対策への理解を浸透させた。子牛市場や食肉卸売市場、食品販売店等で生産者や供与飼料等を表示する「顔の見える流通」の構築に努めた。県では国内の状況と同様に、肉用牛価格はBSE発生の影響により低下したが、平成十四年一月以降は上昇に転じ、



写真 73 鳥インフルエンザの陽性反応が出た食肉処理場で作業する県職員等（神戸新聞社提供）

同年内に B S E 発生前を上回る価格まで回復している。

平成十五年十一月には、兵庫県で生まれ広島県で飼養された牛の感染が確認された。兵庫県での飼養期間は二三日間という短期間であったが、直ちに生産農家への飼養牛の移動制限と同居牛の追跡調査等を実施し、全て異常がないことが確認された。その後も、B S E 感染に関しては、厳格な対策がとられ、以後、本県からは B S E 感染牛は確認されていない。

平成十六年に京都府丹波町（現京丹波町）で高病原性鳥インフルエンザが発生した。二月十七日、同町の採卵鶏農場（飼養羽数二万五〇〇〇羽）において、八号鶏舎（約三万羽収容）の死亡鶏が増加、数日中にはほぼ全ての鶏舎に感染が拡大した。初期措置として、二月二十七日に、発生農場への部外者の立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等が実施されるとともに、発生農場を中心とした半径三〇キロメートル以内の区域について移動自粛が要請された。その移動制限区域内に兵庫県の区域も含まれていた。翌二十八日、八千代町（現多可町）の食鳥処理場が丹波町の当該農場から購入した鶏五羽に鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出たことが発表された。

兵庫県では、直ちに防疫対策に着手するとともに、知事を本部長とする兵庫県高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置するなど、全庁的な体制の下、蔓延防止や風評被害防止、養鶏農家等への経営支援など各般の対策に取り組むことになった。まず、三月七日未明までに八

千代町の食鳥処理場にいた鶏全ての焼却処分を完了した。また、移動制限区域及び移動自粛要請区域内（以下、移動制限等区域）にある全ての養鶏場や、当該区域を通行する飼料運搬車両等に対する消毒を徹底するとともに、簡易検査や週二回以上の立入りによる臨床検査を実施した。さらに、県内の食鳥処理場に搬入される生鳥の簡易検査を行うとともに、移動制限及び移動自粛要請の区域外においても、迅速な疾病診断や鶏舎消毒が徹底されるよう、移動式検診車や共同利用消毒機器が導入された。

養鶏農家等への緊急支援対策も行われた。鶏卵・鶏肉の出荷停止や風評により、経営に影響が生じた養鶏農家に対して、移動制限及び移動自粛要請に伴って生じた鶏卵・鶏肉の価値減少相当額の補てんを行い、出荷遅延に伴う鶏卵の一時保管経費や廃棄処分経費、飼料代の増嵩経費、素びな代への助成を行った。また、移動制限区域及び移動自粛要請区域における養鶏農家等の経営を支援するため、国の融資制度も活用しながら、市町とともに無利子貸付制度を創設した。あわせて、移動制限及び移動自粛要請区域外の養鶏農家に対しても、既存の貸付制度の要件を緩和して、低利の貸付けも行われた。さらに、移動制限区域及び移動自粛要請区域におけるGPセンター（鶏卵規格格付包装施設）や食鳥処理業者に対して、経営の再建及び安定を支援する価値減少補てん制度や融資制度を創設するとともに、関連中小企業者にも特別経営資金等の弾力運用による緊急融資を行った。

本県における鳥インフルエンザは、四月十三日をもってようやく終息し、県は終息宣言を行った。こうした一連の対応について検証するため、兵庫県行政システム推進委員会が設置され、平成十六年十二月に報告書がとりまとめられた。ここでは、改善すべき項目として、①危機管理に係る組織、仕組みの整備と部局間

の連携強化、②自治体間の情報入手、伝達方法の明確化、③報道機関対応の一元化、④県民が求める情報に対応した広報などが指摘されており、それらを踏まえて危機管理システムの充実が図られることになった。

四 林業・水産業を取り巻く国内・国際状況と県の取組

多面的機能を重視した森林整備と兵庫県産木材の積極活用

この時期の日本全体の林業に関する動きで注目すべきこととして、平成十、十三年、十五年の森林法の改正がある。その背景としては、主伐年齢を迎える人工

林の増大、里山林の再評価、市町村の役割の強化、国民参加による森林整備の動きがあった。さらに、阪神・淡路大震災等の災害によって森林も少なからず被害を受けた。その対策として、山地災害の早期復旧と二次災害の防止、大規模な地すべり対策や水源地域整備、環境保全保安林整備などの治山事業が実施された。また、地球温暖化等の環境問題がクローズアップされ、二酸化炭素の吸収や保水など、森林の多面的機能が重視されるようになった。

一方で、森林の持つ多面的機能を脅かす要因が表面化してきた。一つは、戦後植林した人工林が年々成長し、順次伐採期を迎えようとしていることである。もう一つは、人工林の大部分を占める若齢林の間伐を進めることが必要となってきた。その他、林業経営の実態として、林業の労働力が減少・高齢化し、生産性向上に影響を及ぼすことが懸念された。さらに、集落周辺の里山林は、生活様式の変化により人々の暮らしにおける関係が希薄化し、放置されてきた。それを改善すべく、県では森林の整備と保全が図られた。林業労働者の減少を食い止め、林業を活性化すべく、兵庫県森林組合連合会の系統指導の充実、森林組合の経営基



写真 74 間伐を実施した森林

された。

さらに、兵庫県産の木材の供給体制の確立を目指し、立木から丸太にして製材工場に納入する事業を行う。素材生産業者の組織化等と、県産木材の流通・加工・販売を一貫して行う合理的な供給体制の整備に取り組みとともに、地域の特色を活かした生産が行われるよう、適正な施設整備が推進された。また県産木材の需要拡大のため、製品の高品質化や県産材の利用技術開発の体制整備に取り組み、ひょうご木材フェアを開催するなど、木材利用の普及開発、公共施設の木造化、県産木材使用住宅の建設促進が図られた。

平成十二年には、新しい林業の展開を目指し、木材の生産・加工・流通にわたる総合的な供給システムを構築することが計画され、ひょうごウッドイノベーションパーク構想が策定された。これは、木材を生かしたま

盤の拡大、森林組合の広域合併の促進、月給制の林業労働力の確保、森林整備担い手対策の拡充などが計画された。

また憩いの場としての森林の役割も重視されるようになった。平成六年に「ひょうご豊かな森づくり構想」が策定されたが、それに基づいて、ふるさとの森公園事業など様々な施策が講じられた。この構想は、県民総参加の森づくりの推進及び里山林と要保育森林の整備推進が軸になっている。さらに、同年には、国際連合大学により、廃棄物等の排出（エミッション）をなくし循環型社会を目指す「ゼロエミッション」が提唱されたが、このことは、兵庫県でも重視された。その中でも、森林の役割がしばしば強調

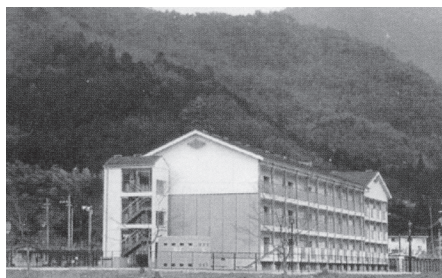


写真 75 木造県営住宅の建設

ちづくりへの支援や公共施設への県産木材の利用促進に取り組みとともに、地域の森を守り育て、水を育み、県土を守るといふ地域材の循環利用を基にした健康・快適・安全で豊かな生活環境を提案し、「ひょうご木の文化」の創造を提案するものであった。

また、その一環として、「ひょうご木の家ビジネスモデル」を策定し、平成十四年七月に事業化推進協議会を設立した。この推進協議会では住宅づくりの川上（森林・林業）、川中（製材・加工・流通等）、川下（工務店等）が一体となって連携を図りながら、県産木材の新たな供給システムを構築し、県産木材の産業化を図ることを目的とし、平成二十二年度時点で「ひょうご木の家」の住宅

を年間一五〇〇棟供給することを目標とした。この取組は、「県産木造住宅一〇倍増作戦」の一つとして展開された。供給システムの整備に対しては、定期的に協議会や研修会などを開催しており、県のビジネスモデルをもとに事業化推進協議会の中で意欲のあるメンバーが中心となって、資源供給側の協同組合「しそウの森の木」や住宅建築支援を受けもつ「関西建築市場兵庫協議会」がそれぞれ設立され、構想の実現に向けて動き出した。また、学校等の建造物にも兵庫県産の木材を積極的に活用しようとする取組が強化された。

さらに、「県立施設木造・木質化二〇％作戦」により、県の施設の積極的な木造・木質化が計画された。例えば、平成十五年に西脇市の県営住宅、中町土木事務所、新宮町（現たつの市）の播磨科学公園都市住宅集会所、県内一一棟の駐在所等県の二〇の施設が木造化され、県立高校八校など三〇施設で二〇％木質化が

実現された。また、暮らしの中に木材を取り入れる運動を積極的に展開した。木材フェアや県産木材製品の展示会の開催、県ホームページを活用した情報提供などによる県産木材利用の普及啓発、県産木材を使った学習机・イスの小中学校への導入を促進した。

平成十四年には「新ひょうごの森づくり」が策定された。それは、①森林管理一〇〇%作戦、②里山林の再生、③森林ボランティア育成一万人作戦の三大作戦から成り立つものであった(第五章第三節三参照)。

国連海洋法条約と水産資源の持続的利用

この時期に、国際的な海洋秩序の礎が構築され、海洋における普遍的なルールが成立した。このことは、兵庫県の水産業にも例外なく影響し、新たな秩序の下での第一歩という意識が高まった。平成八年、「海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)」が批准された。この条約は、排他的経済水域を設定し、その水域内で漁業に関する取締りを行うことなど、沿岸国が主権的権利を行使することを認めるものである。排他的経済水域とは、沿岸国が水産資源や海底鉱物資源等の管轄を他国に侵害されず行使することのできる水域のことであり、領海を越えてこれに接続する区域で領海基線から二〇〇海里の範囲のことである。同年、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」が制定され、我が国の排他的経済水域が設定された。しかし、国際海洋法条約発効の流れを受けて日韓漁業暫定水域が設定されたことは、本県の山陰沖における沖合漁業の漁獲量に影響を及ぼした。また、これまで推進されていた育てる漁業の強化がより重視されるようになった。

平成八年には海洋生物資源の保存及び管理に関する法律も制定された。これは、排他的経済水域においてTAC(総漁獲可能量)を定め、水産資源の保護を図るための法律である。TACは、資源状況の悪い緊急



写真 76 養殖ノリの刈り取り作業

性の高い魚等の生物に対して設定され、サンマ・マアジ・マイワシ・マサバ・ゴマサバ・スケトウダラ・スルメイカ・ズワイガニが対象となった。

また、養殖漁業も過剰生産による魚価低迷や過密養殖による魚病・へい死などの構造的問題が指摘されるようになった。そこで、平成十一年に持続的養殖生産確保法が制定された。これは、過密養殖などでの漁場悪化の改善に向けて、漁協や養殖業者が作る自主的計画を支援し、日本で定着していない特定魚病の蔓延を防ぎ、漁場容量に応じた適正養殖体制の実現を図ることを目指すものである。兵庫県では瀬戸内海のノリ養殖を基幹として養殖漁業が盛んであるが、資源管理型の漁業の重要性を再認識するきっかけになった。

さらに、平成九年のロシア船籍タンカー重油流出事故も、この時代の重大な出来事である。一月二日未明、ロシア船籍のタンカー・ナホトカ号が、嵐のため島根県沖の日本海で遭難・沈没し、大量の重油が流出した。沈没時に分断した船首部分は重油を流出しながら漂流南下し、一月七日福井県三国町（現坂井市）の海岸に漂着・座礁し、日本海一帯が大きく汚染され、兵庫県の水産業にも大きな影響を及ぼした。県は対策本部並びに地方本部を設置して、漂着状況の監視や流出重油の回収等を行った。また、重油流出により経営に支障を来している漁業者等に対しては、緊急に要する経費が貸し付けられた。

また、水産業の多面的機能の維持・保全のため、県民に親しまれ、自然と共生する海岸づくりが進められた。平成十一～十三年度には、淡路島の三地区で、人工リーフ（暗礁）、養浜（砂浜の復元）等の事業が完了し、

平成十四年度には、但馬の香住地区で養浜等の事業が実施された。さらに、マダイ等の有用水産生物の増大を目的とする増殖場の整備において、水深の浅い海域に自然石や人工魚礁を設置し海藻を繁殖させることにより、藻場の創出に取り組んだ。

第三節 震災と新たな科学技術と情報通信の発展

一 震災復興における科学技術

阪神・淡路大震災は、重化学工業が集積した沿岸部の生産設備や、企業研究設備に多大な被害を及ぼした。兵庫県では、被災者支援と被災産業活動の復旧に向けた施策とともに、災害に強い産業構造への転換が求められるようになった。震災からの復興（ひょうごフェニックス計画）では、科学技術による新産業創造に向けた産業支援策が立案された。平成六（一九九四）年に創設された新産業創造プログラムも、震災後は、被災地の復興という視点から見直し、新たな産業分野の創造と産業構造の転換という役割を担うようになった。この制度を参考に、国でも翌七年から地域活性化創造技術研究開発費補助を実施するようになった。そして、兵庫県や神戸市のほか、川崎重工業、神戸製鋼所など民間企業が出捐した新産業創造研究機構（NIRO）が平成九年に設立され、十二年には、大学等技術移転促進法（TLO法：Technology Licensing Organization）に基づき技術移転機関TLOひょうごも設置し、産学官連携による共同研究や技術移転による新産業創造と、